

議案第 51 号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

生理休暇の名称を改める等の必要がある。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年杉並区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第 21 条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第 26 条第 2 項中「93 日」を「1 年」に改める。

第 28 条第 1 項中「介護時間を取得した初日から連続する在職する期間内（この規則の適用を受ける会計年度任用講師の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する 3 年の期間内に限る。）において」を「必要と認められる期間（在職する期間内に限る。）について」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 21 条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第 26 条に規定する介護休暇及び改正後の規則第 28 条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(特別休暇) 第15条 教育委員会は、会計年度任用講師が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 略 (健康管理休暇) 第21条 健康管理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。 2 教育委員会は、女子講師が健康管理休暇を請求したときは、その女子講師を生理日に勤務させてはならない。 (介護休暇) 第26条 略 2 介護休暇は、当該会計年度任用講師の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して1年を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間を承認する。 3～8 略 (介護時間) 第28条 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、会計年度任用講師が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、必要と認められる期間について	(特別休暇) 第15条 教育委員会は、会計年度任用講師が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 略 (生理休暇) 第21条 生理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。 2 教育委員会は、女子講師が生理休暇を請求したときは、その女子講師を生理日に勤務させてはならない。 (介護休暇) 第26条 略 2 介護休暇は、当該会計年度任用講師の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間を承認する。 3～8 略 (介護時間) 第28条 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、会計年度任用講師が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、介護時間を取得した初日から連続する在職する期間内（この規則の適用を受ける会計年度任用講師の

新	旧
<u> </u> 承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を承認することができないものとする。 2～6 略	<u>職にあって介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）</u> <u>において</u> 承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を承認することができないものとする。 2～6 略